

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2016年3月

コミッティ活動

COLLATERAL : 担当 森田 (tmorita@isda.org) / 洞口 (khoraguchi@isda.org)

IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会

3月17日、IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会の会合が開催され、以下の点について検討を行った。

1. オペレーション分科会から、前回のミーティングに引き続き、IMマージンコールフロー上でのTripartyサービス利用時の業務別サービス内容確認のまとめとしての説明が行われた。
2. 「T+1」のカットオフ問題について引き続き検討が行われ、「T+1」の時限範囲を広げることに固執するのではなく、日本を含む、APACの市場参加者全員が同意できる「T+1」自体の解決方法を探ることが効果的ではないか、という方向で検討が行われた。

また、マージン規制導入に向けての「T+1」問題について、オペレーション実務に則した観点で意見交換が行われた3月10日のISDA Japan Collateral working group での内容についてアップデートが行われた。

3. 信託契約書2次ドラフトの完成時期を左右する要因として、当局との交渉、マイナス金利問題、税金の処理方法など多岐にわたり保留となっており、重大な変更として最終的に信託契約書に盛り込む必要性を未だ残しているためとの報告がなされた。

非清算集中デリバティブのマージン規制最終

3月31日、金融庁は「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対して2016年1月に提出した2次ドラフトへの意見募集の結果等を公表した（日本語のみ）。2次ドラフトからの大きな変更点はない。

本内閣府令及び告示は2016年9月1日に施行される。IMについては想定元本額の合計額に応じて2016年（420兆円を超える）から2021年（1兆1千億円を超える）までに、段階的に導入される。VMIについては2016年9月1日（420兆円を超える）と2017年3月1日（420兆円以下）に適用され、今般改正する府令の条項の対象とならない金融機関に対する変動証拠金にかかる監督指針の規定については、平成29年3月1日から適用される。

DOCUMENTATION COMMITTEE: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

3月9日、Documentation Committeeの会合が開催され、マイナス金利に関する各社での判断がドキュメンテーションに与える影響について、オペレーション上と契約上の制約、問題点などを共有した。

メンバーはまた、業界内での統一見解とすべき今後の方向性の確立について意見交換を行った。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Margin for Uncleared Swaps – Regulations and Documentation (英語によるシンポジウム)	4月12日
第31回 ISDA 年次総会 - 東京 ANA InterContinental Hotel	4月12日-14日
Japan Collateral Working Group (日本語による会議)	4月19日

IM Segregation Working Group – Legal Users Sub – Working Group
(日本語による会議)

4 月 20 日

IM Segregation Working Group
(日本語による会議)

4 月 21 日